

学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

誓 約 書

次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

〇〇 〇〇

(注)

1. 「一 禁錮以上の刑に処せられた者」については、令和7年6月1日以降は「一 拘禁刑以上の刑に処せられた者」とすること。